

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する
議定書の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	一

一 概説

1 議定書の成立経緯

平成三十一年（二十九年）二月に発効した経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）について、我が国と欧州連合は、令和四年（二十二年）十月以降、データの自由な流通に関する規定を含めることの必要性について、協定第八・八十一条の規定に従って再評価し、交渉を行ってきた。その結果、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、令和六年（二十四年）一月三十一日にブリュッセルにおいて、我が方欧州連合日本政府代表部相川大使と先方欧州連合ベルギー政府代表部ヴァン・デ・ヴォルデ大使及び欧州委員会ウエイヤンド貿易総局長との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

この議定書の締結により、我が国と欧州連合との間において、情報の電子的手段による国境を越える移転が促進され、更なる経済関係の強化が図られることが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 協定の目次を改める。（第一条）
- 2 協定第八・七十一条を改め、対象者及び個人情報 の定義に係る規定を加えることを定める。（第二条）
- 3 協定第八・八十一条を改め、両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束すること等について定める。（第三条）
- 4 協定第八・八十一条の次に第八・八十二条として、両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認めること等に関する規定を加えることを定める。（第四条）
- 5 協定第八・六十三条を削除する。（第五条）

6 この議定書の効力発生について定める。(第六条)

7 この議定書の正文等について定める。(第七条)

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。